

小学校電話設備更新工事特記仕様書

小学校電話設備更新工事（以下「工事」という。）は、この仕様書、設計書に定めるものに基づき実施するものとする。

1. 対象施設

対象施設は次のとおりとする。

- （１） 寒河江市立寒河江小学校
- （２） 寒河江市立寒河江中部小学校
- （３） 寒河江市立西根小学校

2. 一般事項

- （１） 工事は、１級電気通信工事施工管理技士もしくは２級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を取得した者が行うこと。
- （２） 工事に要する機器、消耗品等は受託者が持参すること。
- （３） 工事の実施に際しては、各対象施設の業務に支障を来さないよう十分に配慮すること。

3. 工事内容

- （１） この工事は設置してから年数の立っている、３つの小学校の電話設備を更新し、留守番機能なども備えたものとするものです。
- （２） 設計書に入っている品番等は参考の物です。同等以上のもの又は現状以上のものを選定ください。支障なく電話設備が使用できれば問題ありません。その際監督職員との協議をお願いします。ただし、更新するものについて中古品等は認めません。

4. その他

- （１） 対象施設の設備に事故等が発生した場合は必要な措置を行うほか、事故等の原因究明に協力し、再発防止のための措置・助言をし、かつ必要に応じて検査をすること。
- （２） 本仕様書以外の項目については、必要の都度監督員と協議のうえ実施すること。